

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	老人等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	398,133,140	59,719,971	45,319,381	8,835,227,684	9,278,680,205	59,719,971
社	債	418,713,853	62,807,078	95,935,515	2,129,364,159	2,644,013,527	62,807,078
預貯金	郵便貯金	505,228,433	75,784,265	74,665,078	1,334,841	581,228,352	75,784,265
	銀行預金	174,197,453	26,129,618	4,842,923	141,155,100	320,195,476	26,129,618
	銀行以外の金融機関の預金	33,384,073	5,007,611	3,789,120	115,547,408	152,720,601	5,007,611
	勤務先預金	21,507,033	3,226,055	104,627	-	21,611,660	3,226,055
合同運用信託の収益の分配		6,390,353	958,553	478,989	7,397,680	14,267,022	958,553
公社債投資信託の収益の分配		138,193,160	20,728,974	295,278	21,670,710	160,159,148	20,728,974
小 計		1,695,747,498	254,362,125	225,430,911	11,251,697,582	13,172,875,991	254,362,125
定期積金の給付補てん金等		20,672,786	3,100,918	-	19,856,541	40,529,327	3,100,918
匿名組合契約等に基づく収益の分配、生命保険等の差益		78,688,044	14,495,884	10,163,186	-	88,851,230	14,495,884
割引債の償還差益		1,484,433	267,198	-	-	1,484,433	267,198
計		1,796,592,761	272,226,125	235,594,097	11,271,554,123	13,303,740,981	272,226,125

調査対象等：平成17年2月から平成18年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 利子所得等の累年比較

年 分	支 払 金 額			総 額	源泉徴収税額
	課 税 分	非 課 税 分			
		老人等及び財形貯蓄	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円	
平成13年分	3,407,017,232	602,600,903	14,973,374,618	18,982,992,753	510,270,236
平成14年分	1,770,574,152	290,257,984	12,934,467,446	14,995,299,582	265,278,889
平成15年分	1,674,878,759	300,398,435	11,687,404,880	13,662,682,074	251,351,181
平成16年分	1,599,924,524	277,640,290	11,850,278,474	13,727,843,288	239,983,226
平成17年分	1,796,592,761	235,594,097	11,271,554,123	13,303,740,981	272,226,125

(3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	千円 9,736,140,065	千円 1,689,054,735	千円 1,222,084,368	千円 837,506,466	千円 62,645,742	千円 11,795,730,899	千円 1,751,700,477
公募・私募証券投資信託の収益の分配 及び特定株式投資信託の収益の分配	529,530,919	65,900,409	541,390,646	1,507,581,599	100,767,811	2,578,503,164	166,668,220
合 計	10,265,670,984	1,754,955,144	1,763,475,014	2,345,088,065	163,413,553	14,374,234,063	1,918,368,696

調査対象等：配当等の支払者から平成18年4月30日までに提出された「法定調書合計表（配当等の支払調書）」及び平成17年2月から平成18年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 配当所得の累年比較

年 分	支 払 金 額				総 額	源泉徴収税額
	一 般 課 税 分	非 課 税 分	源泉分離課税適用分	特 例 税 率 適 用 分		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成13年分	2,656,241,418	604,225,755	224,145,761		3,484,612,934	571,863,997
平成14年分	2,842,379,838	586,882,320	248,612,353		3,677,874,511	612,804,449
平成15年分	3,677,959,388	797,694,242	449,771,959		4,925,425,589	655,801,935
平成16年分	5,638,185,947	1,087,441,723	-		6,725,627,670	831,164,788
平成17年分	10,265,670,984	1,763,475,014		2,345,088,065	14,374,234,063	1,918,368,696

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	1,749,880,182	124,791,002

調査対象等：平成17年2月から平成18年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 6,929,956,310	千円 345,157,056	千円 79,112,976,817	千円 3,751,258,045	千円 86,042,933,127	千円 4,096,415,101
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	12,983,167	549,824	1,092,017,614	26,951,152	1,105,000,781	27,500,976
	計	6,942,939,477	345,706,880	80,204,994,431	3,778,209,197	87,147,933,908	4,123,916,077
退 職 所 得		810,086,294	15,488,568	3,790,770,125	127,046,576	4,600,856,419	142,535,143
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	1,149	-	1,149

調査対象等 給与等の支払者から平成18年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成17年2月から平成18年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明 1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限内に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(7) 給与所得及び退職所得の累年比較

年 分	俸 給		給 料		賞 与	
	官 公 庁		そ の 他		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成13年分	7,289,071,547	372,035,570	77,075,178,896	3,594,351,565	84,364,250,443	3,966,387,135
平成14年分	7,388,626,821	378,334,069	79,272,904,364	3,438,667,677	86,661,531,185	3,817,001,746
平成15年分	7,207,346,743	352,323,936	76,849,633,035	3,388,127,332	84,056,979,778	3,740,451,268
平成16年分	6,897,283,577	344,926,670	78,016,712,359	3,610,456,942	84,913,995,936	3,955,383,612
平成17年分	6,942,939,477	345,706,880	80,204,994,431	3,778,209,197	87,147,933,908	4,123,916,077

年 分	退 職 所 得	
	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
平成13年分	5,064,853,645	149,177,324
平成14年分	6,390,528,681	177,920,561
平成15年分	5,655,381,411	161,153,003
平成16年分	5,081,621,593	155,622,921
平成17年分	4,600,856,419	142,535,143

(8) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	3,185,700	821,306,954	87,699,578
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1,503,832	1,142,344,094	118,045,468
	診療報酬	31,877	459,216,942	39,367,730
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	1,190,148	1,257,045,871	72,038,838
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	378,906	243,642,200	25,887,024
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	72,323	154,520,866	10,385,505
	契約金・賞金	40,518	92,408,691	6,054,313
	小 計	6,403,304	4,170,485,618	359,478,456
法第203条の2該当（公的年金等）		38,050,866	36,402,716,769	460,700,767
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		2,230,012	1,113,022,718	17,745,650
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		13,083	40,140,833	2,326,787
計		46,697,265	41,726,365,938	840,251,660
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-	-

対象等：報酬・料金等の支払者から、平成18年4月30日までに提出された「法定調書合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成17年2月から平成18年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(9) 報酬・料金等所得の累年比較

年 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
平成13年分	38,516,056	35,515,888,952	608,013,809
平成14年分	42,332,272	38,437,420,582	607,240,113
平成15年分	54,446,852	45,574,752,800	581,533,810
平成16年分	53,556,619	47,904,889,980	588,450,615
平成17年分	46,697,265	41,726,365,938	840,251,660

(10) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人員	支払金額			源泉徴収税額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は 免税分	総 額		適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	-	432,525,202	-	432,525,202	4,283,922	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	1,105,364,611	-	1,105,364,611	70,421,133	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	165,090,294	-	165,090,294	30,398,066				
給 与 ・ 賞 与 等	48,350	71,783,682	28,268,489	100,052,171	11,357,647	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	1,530	8,124,353	277,035	8,401,388	1,159,854	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	26,373	41,258,245	5,092,486	46,350,731	6,901,673	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	8,459	502,972,194	709,743,203	1,212,715,397	50,400,088	租税条約の適用を受けたもの	4,154	383,989,232	38,404,048
著作権の使用料又はその譲渡による対価	27,923	187,030,446	145,721,733	332,752,179	18,237,336	租税条約の適用を受けたもの	12,880	154,621,398	14,553,464
貸 付 金 の 利 子	10,487	128,611,560	123,226,450	251,838,010	15,882,344	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	2,581	73,124,085	7,161,004
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	9,723	47,081,037	14,554,300	61,635,337	4,375,992	租税条約の適用を受けたもの	47	3,261,909	306,336
機 械 等 の 使 用 料	646	2,082,757	1,448,593	3,531,350	305,526	租税条約の適用を受けたもの	283	944,155	98,996
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	163	137,065,215	-	137,065,215	13,534,780				
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	5,107	33,869,433	11,805,527	45,674,960	4,504,219	租税条約の適用を受けたもの	244	4,114,779	573,953
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	1,404	1,302,221	-	1,302,221	28,152				
賞 金	331	863,992	18,682	882,674	139,427	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計	-	2,865,025,242	1,040,156,498	3,905,181,740	231,930,160		20,189	620,055,558	61,097,801

調査対象等：平成18年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成17年2月から平成18年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(11) 非居住者等所得の累年比較

年 分	支 払 金 額		源泉徴収税額
	総 額	総額のうち 非課税又は免税分	
平成13年分	千円 3,652,841,783	千円 203,002,134	千円 322,392,971
平成14年分	3,216,597,215	235,315,784	318,152,773
平成15年分	3,345,308,004	190,169,201	293,712,171
平成16年分	3,307,891,737	560,830,001	254,708,815
平成17年分	3,905,181,740	1,040,156,498	231,930,160